



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会報誌

宅建かわわ

第204号(総会号)

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会
 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会香川本部
 総会開催



平成29年5月25日(木)、高松テルサにて公益社団法人香川県宅地建物取引業協会第6回定時総会、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会香川本部第定時総会(第45回)が、浜田県知事、竹本県議会副議長はじめ数多くの来賓臨席のもと開催された。

総会に先立ち、顕彰・表彰・感謝状の贈呈が行われ、旭日双光章を受けられた日下雅彦会長をはじめ77名の諸氏が表彰された。

総会では、報告事項として平成28年度事業報告、平成29年度事業計画・収支予算報告の件、決議事項として平成28年度決算承認の件、役員一部変更に関する件が審議され、全議案とも承認可決された。

なお、退任した多田和照氏の後任で新理事として森雅彦氏(高松南)が就任した。

保証協会についても報告事項全上程議案について承認可決された。



臨席頂いた来賓各位と協会役員



石垣恵三高松市都市整備局長ご祝辞



旭日双光章の榮譽を称え顕彰を贈られる日下雅彦会長



永年表彰を受賞する瀬尾益生氏と久保喜治氏



会員歴30年以上の表彰を受ける北野和正氏

日下雅彦会長あいさつ



会員皆様には、何かとご多忙の折ご出席をいただきありがとうございます。また、日頃より協会運営に関しご理解とご協力を賜り御礼を申し上げます。

平成29年の定時総会を開催するにあたり一言ご挨拶を述べさせていただきます。

先ずは、ご来賓の皆様におかれましては、公私ご多忙の折にも関わらずご臨席を賜りましたこと、誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

本日の総会は、平成28年度の事業報告と29年度の事業計画並びに収支予算をご報告させていただき、収支決算等についてご提案させて頂いておりますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

さて、平成28年度は、伊勢志摩サミット開催、リオデジャネイロオリンピックの開催等明るい話題も多くありましたが、イギリスのEU離脱、アメリカ大統領選の結果等に見られるよう、今までの既成概念では考えられない事象も発生し、反グローバリズムの動きも高まりを見せつつあり、激変の年度でもありました。

このような状況下、我々不動産業界にあっては、アパート・マンション等への投資が活発化するなどの動きがみられ、住宅着工数から見れば、貸家が大幅増となる等の状況となり、既存賃貸住宅の空室率の増加による家賃相場の下落、利回り低下による需要の引き下げが懸念されているところです。

賃貸住宅に限らず、既存住宅の有効活用が多方面で論じられている今日、流通市場の更なる拡大

を目指す意味からも、消費者の不安要因を取り除くことが重要であり、このことを受け、宅地建物取引業法が開催され、取引における情報提供の充実としての建物状況調査（いわゆるインスペクション）を実施する者のあっせん等の説明、また、建物状況調査の結果の概要等の説明が重要事項の説明項目として追加となり、来年4月より導入されることは既にご承知のことと思います。

当協会としても、本日ご報告する事業計画の中に、今後の研修等の場において具体的内容等に関する説明を実施していこうと計画をしているところです。

また、空き家問題に関しても各市町と連携を図り宅地建物取引業者として専門的立場からより良いアドバイスが実施できるよう空き家等の有効活用に係る事例等に関し消費者目線に立った情報提供を行えるよう相談体制の確立を図るよう引き続き心がけようと考えております。安心安全な生活空間の提供をすることにより、地域に住まう者全体の利益保護となり、真の意味での地方創成につながるかと考えているところです。

最後になりましたが、当協会は本年創立以来、半世紀という大きな節目を迎えました。この節目を迎えるにあたっては、半世紀の間、協会の発展と地位の向上に向け弛まぬ努力と奮闘を重ねて来られた先人皆様の熱意によるものと考えている次第です。本年10月17日には記念式典の開催を計画しております。当協会がこれまで歩んできた歴史を振り返るとともに、未来に向けて新たな一步を踏み出す訳ですが、新たな発展と地位の向上につながる一步と考えておりますので会員皆様にはかわらずご支援ご協力をお願いいたします。

本日ご臨席を頂いております、せとうち田園都市の新たな創造に日々ご活躍されているご来賓皆様方のご指導も賜りながら、私ども宅地建物取引業者としての社会的責務を日々の業務を通し県土香川の発展に協力を行って参りたいと考えているところですので、会員の皆様には本日の総会が有意義なものとなりますよう慎重審議をお願いし、あいさつとさせていただきます。

浜田恵造香川県知事ご祝辞



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会の定時総会が盛大に開催されますことを、お慶び申し上げます。

日下会長をはじめ皆様方におかれましては、日頃より、不動産に関する無料相談や、法定講習等の各種講習会・研修会の実施など、消費者の権利利益の擁護や業界の健全な発展に向けた活動を通して、地域の活性化に多大の御貢献をされており、深く敬意を表します。

このあと、栄えある表彰状並びに感謝状をお受けになる皆様には、誠におめでとうございます。今後ますますの御活躍を期待しています。

さて、本県では、新たな香川づくりの指針である「新・せとうち田園都市創造計画」と人口減少・活力向上対策の指針である「かがわ創生総合戦略」が昨年スタートしましたが、今年度は、その歩みをさらに力強いものとしつつ、本県ならではの魅力や価値を高める取組みを着実かつ効果的に推進するなど、引き続き、全力で県政運営に努めてまいります。

とりわけ、「成長する香川」として、「空き家バンク制度」を活用した空き家改修補助や、県外からの移住者に対する賃貸住宅借上げ家賃等の助成など、移住者に対する住宅環境の整備を推進するとともに、東京や大阪での移住フェアやセミナーの開催、個別就職相談等を実施するなど、産学官の連携をさらに強化して、移住・定住を促進するための施策に、より一層積極的かつ、きめ細かに取り組んでまいります。

また、大規模な地震発生等に備え、県民の安全を確保するため、引き続き、各市町と連携し、住宅の耐震化を推進するとともに、老朽化して危険な空き家の除却に取り組む自治体を支援するなど、「信頼・安心の香川」を目指します。

貴協会は、本年で創立50周年という大きな節目を迎えられますが、皆様方には、今後とも、県民の皆様が安全で安心して暮らすことのできる住環境を実現するため、良質な住宅の供給と、公正で円滑な不動産の流通に一層の御尽力をいただきますようお願いいたします。

ところで、依然として、本県では、交通死亡事故が多発しており、2月に「交通死亡事故多発全県警報」を発令したほか、先月中讃ブロックで「死亡事故多発ブロック警報」を発令するなど、深刻かつ危機的な状況になっています。

皆様方には、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないという強い気持ちをもって、交通ルールへの順守と交通マナーの実践に努めていただきますようお願いいたします。

結びに、香川県宅地建物取引業協会のますますの御発展と、皆様方の御健勝、御活躍をお祈りしまして、お祝いの言葉といたします。

竹本敏信香川県議会副議長ご祝辞



香川県宅地建物取引業協会の定時総会の開催、誠にありがとうございます。

ただ今、御紹介を賜りました香川県議会副議長の竹本敏信でございます。

香川県議会を代表して、一言、お祝いを申し上げます。

はじめに、日下雅彦会長におかれましては、この度の、旭日双光章の受章、誠にありがとうございます。長年に渡り、県内不動産業の振興・発展に尽くして来られた御功績に対して、今回、叙勲の栄に浴されましたことは、県民にとっても大変喜ばしいことでございます。県議会として、心よりお祝い申し上げますとともに、今後とも業界の発展や後進の育成などで、一層御活躍されますよう、祈念申し上げます。

また、この後、顕彰・表彰並びに感謝状受領の栄に浴される皆様には、誠にありがとうございます。皆様方の多大な御功績に対し、心から敬意を表しますとともに、今後ますますの御活躍を、期待申し上げます。

さて、皆様方におかれましては、日頃から、宅地建物取引業の適正かつ円滑な運営や会員の資質向上などはもとより、一般消費者向けの無料相談や「かがわ住まいネット」の運営などにより、県民の快適な住環境の提案や不動産取引の公正確保に多大な御貢献をいただいておりますことに、心から敬意と感謝の意を表します。

近年、自然環境や社会環境が大きく変化する中、人々の住居に対する価値観は多様化しており、立地条件や利便性のみならず、安全や環境、快適性などにも優れた住環境が強く求められる時代となっております。このような幅広いニーズに応える住環境を提供していくことは、人口減少、少子高齢化が急速に進み、空き家が増加する状況の中、地域に人を引き寄せ、人と人との交流を育み、地域に活力をもたらすためには、何よりも重要であります。

一方、このような優れた住環境を整えていくためには、地域や権利関係などの正確な情報をはじめとする、不動産取引に関する幅広い専門知識が何よりも大切であり、皆様方に寄せられる期待は、ますます高まっているところであります。

どうか皆様方におかれましては、質の高い住環境の提供や、安全・安心で暮らしやすい地域づくりに、今後とも、御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

県議会といたしましては、空き家対策をはじめ、住宅の耐震化対策、省エネ対策など、県民が安全で快適に暮らせる県政の推進を全力で支援してまいります。

終わりになりますが、香川県宅地建物取引業協会のますますの御発展と、御参会の皆様方の御健勝・御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

本日は、誠にありがとうございます。

平成28年度第3回新規開業 予定者支援セミナー開催



3月16日(木)午後1時30分より香川県不動産会館3階大会議室において、平成28年度第3回新規開業予定者支援セミナーが開催された。

セミナー課目

1. 「不動産業界の現状と今後の展望」
不動産鑑定士 松岡良幸 氏
 2. 創業資金等融資のご案内
日本政策金融公庫高松支店 萩森学治 氏
 3. 現役不動産業者の体験談
高松東部地区 みか不動産 谷 あや 氏
- 今回は、不動産業界に興味を持たれている18名の方の参加をいただいた。

坂出市と空き家等の有効活用等に関する相談業務等協定を締結



調印式に出席した綾坂出市長、日下会長ほか役員

4月27日(火)、坂出市役所にて空家等の有効活用等に関する相談業務等協定の調印式が行われた。

今後、坂出市内の空き家等が管理不全な状態にならないように相互に連携・協力して対策を進めるため相談業務に協力することとなる。

日下雅彦会長が旭日双光章受章



伝達式に臨まれた日下会長

日下雅彦会長が、平成29年春の叙勲で旭日双光章を受章された。

同氏は、全国宅地建物取引業保証協会の副会長や西日本不動産流通機構の会長を歴任し、現在は四国地区不動産公正取引協議会の会長をつとめており、長年の宅地建物取引業に対する貢献が認められ今回の叙勲となった。



伝達式

5月10日(水)には東京プリンスホテルで国土交通省関係の叙勲受章者に対し、伝達式が行われ、日下会長はじめ、不動産・建設・運輸等に功績のあった方々に勲章が伝達された。

第1回

障害者差別解消法とは？

全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されなければなりません。そして、障害のある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や県などの各種施策を待っているだけではなく、社会の全ての人々が、障害のある人について十分に理解し、それぞれの障害の特性を知り、必要とされる配慮をしていくことが求められています。

このような中、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（略称：「障害者差別解消法」）が成立・公布され、平成28年4月1日から施行されました。しかしながら、この法律についての認知度は、まだまだ十分ではないようです。

そこで、今年度は、どのようなことが法律で禁止されているのか、また我々宅建業者がどのようなことに配慮していけばよいのか、不動産業における具体的な事例も取り上げつつ、理解を深めていきたいと思えます。

障害者差別解消法は、障害者基本法の差別禁止の基本原則を具体化するもので、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されたものです。

■ 法律のポイント

障害者差別解消法について、右ページにその概要を図解しましたが、この法律は、障害を理由とする差別を禁止する法律であり、その「障害を理由とする差別」とは、**「不当な差別的取扱い」**をすることと**「合理的配慮」の不提供**の2つを指しているのです。

では、「不当な差別的取扱い」とは？また「合理的配慮」とはどういったことでしょうか？

不当な差別的取扱い

障害があるというだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけない条件をつけるなど、障害の有無による異なった対応のことで、このような対応をとることは禁止されます。

例えば、車いすでの入店や施設の利用を拒否する。障害があるからアパートを貸さない…などで、このような障害を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。

合理的配慮

障害のある人が、障害のない人と平等に機会の提供を受けたり、権利の行使をしたりすることができるよう、社会の中のバリアを取り除くために行われる、「過重な負担を伴わない、必要かつ適当な変更や調整」のことです。例えば、聴覚障害のある人に対して筆談で丁寧に対応する…など。

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除いてほしいという求めがあったときは、その対応をすることの負担が重すぎない範囲で、その対応に努めなければなりません。

■ 理解を深める

障害のある人への配慮については、その障害の種別によって必要とされる支援が異なります。このため、肢体不自由や視覚障害、聴覚障害などの障害別に、その障害で、どんなことに困っているのかなどの障害の特性を理解することが、とても大切になります。

また、合理的配慮の提供については、配慮を求める側と提供する側の双方が、互いに歩み寄って、建設的な対話をすることにより、相互理解に努めることが重要です。

次回は、これら様々な障害の特性や場面ごとの配慮などについて、もっと詳しくみていくことにします。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法（平成25年法律第65号））の概要

障害者基本法第4条 基本原則 差別の禁止

第1項 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」

第2項 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」

第3項 国による啓発・知識の普及を図るための取組み

「国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。」

I 差別を解消するための措置

具体化

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者 → 法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等 → 法的義務
民間事業者 → 努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 取組に関する対応要領を策定（※地方公共団体は努力義務）
- 民間事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

II 差別を解消するための支援措置

- 相談・紛争解決** 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実
- 地域における連携** 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等** 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直しを検討）

～ちょっと教えて【Q&A】～

Question

障害のある人には、「差別的な取扱いをしてはいけない。」「合理的な配慮をしなければならない。」ということですが、障害のあるなしは外見から判断できますか？

Answer

車椅子を利用している方、白杖を突いている方などは、障害があって配慮の必要があるとわかりますが、一方で、聴覚障害の方、ペースメーカー利用や人工透析などを行っている内部障害の方、知的障害の方、自閉症などの発達障害の方、精神障害の方など、外見からは障害があるとわかりづらい方も多いです。困っているような様子なら、やさしい口調で「何かお手伝いが必要ですか？」などの声かけをすることが大切です。

日本百名山への挑戦（その6）

総務・財務委員長 松原典士

平成29年度のさぬき里山会会員は香川県の東部4市（高松市・坂出市・さぬき市・東かがわ市）1町（三木町）の153名が入会している県内でも最も大きな登山グループである。年齢構成を見ると30歳代から90歳代まで幅広い年代層で構成され、皆さんが山歩きに挑戦していることで同年代に比べてすこぶる元気な方がそろっている。行事は毎月3回程度行っていて、各年齢層が参加できやすく楽しんでもらえる工夫を取り入れ、体力的に無理なく手軽に挑戦できる里山や少しベテランになると高度の技術を要する日本百名山にも年3座程挑戦している。

遍路は世界遺産登録を目指している四国88ヶ所霊場巡りとして先ず「歩き遍路」から始め仲間の絆をより深めることができた。四国霊場開創1200年を記念して体力的に自信のない方でも参加できるバスツアーでの「順打ち」や閏年には3倍ご利益があるといわれている「逆打ち」も体験し喜ばれた。2年前から始めていた西国33ヶ所霊場巡りも今年5月に結願を迎え、貴重な体験をすることができた。今年新たに7月からさぬき里山会として4回目の四国88ヶ所霊場巡りを始めようと計画している。今回は、ただ札所寺院を巡拝するだけではなく、花が咲くころは花を愛で、名所や史跡なども訪れたいと考えている。遍路に参加される方の思いは様々だが、人と人との人情に触れ慈愛溢れる仏さまと出会い、併せてこれからの人生に幸多かれと願いを込めて参拝している。

一方、日本百名山への挑戦は1座目として私自身4回目の挑戦になる雄大な日本一の山「富士山」への登頂を計画している。2座目は岐阜県と長野県の境に位置する美濃の名峰「恵那山」の登山を予定している。恵那山は島崎藤村の夜明け前の舞台となった中津川から雄大な姿を見せる山で楽しみにしている。3座目は紅葉のベストシーズンに北海道の名峰「大雪山」を目指そうと考えている。大雪山は一つの山の名称でなく今回はその中でも最高峰の旭岳と黒岳を計画している。登山報告は次回以降順次紹介させていただきたい。

今回の報告は平成26年8月2日から8月4日にかけて国内でも最も登山技術を必要とする山の一つである白馬岳に挑戦した記録だ。

白馬岳は長野、新潟、富山県境の近くに位置し、夏なお豊富な残雪を抱く、大雪渓と雲上のお花畑が登山者を魅了する北アルプスの名峰で前回紹介した槍ヶ岳と共に登山者の憧れの的となっている名峰である。標高2932m、標高差登り1950m、下り1338m、コース距離15.7kmと登山レベルは上級者向けとなっていて、前日夜行バスに揺られて十分に睡眠はとれなかったのが気にかかり少し心配したが、翌朝猿倉駐車場に着く頃は北アルプスの峰々が一望できるよういい天気にも励まされ一気に登山モードに入ることができた。

気分も最高で登山準備を整え6時には猿倉から第一歩を印した。灌木が茂る林道をしばらく登り間もなく登山道に入ると岩の急坂が続く白馬尻に着いた。白馬尻小屋で休憩を取り大雪渓を望むと何と先が見えないほどの雄大さに度肝を抜かれ、慣れないアイゼンに手間取りながらも多くの登山者に肩を押され元気を取り戻し大雪渓に臨んだ。雪渓は真っ白な雪で覆われルートが分らず、かすかに見える赤いベンガラマークを見落とさないよう先行者の足元を見ながら一歩また一歩と喘ぎながら進んでいく。



大雪渓に一歩を印す

途中高山病で体調を壊した方のリュックを背負っての登山になった。登山ルートは雪渓に登山者が歩く歩幅に合わせて階段状に掘れているのがよけい悪く、歩調がなかなか合わない。2人分のリュックの重さ

が肩にのしかかり悪戦苦闘の連続となった。いつも以上に足に負担がかかり潰れるかと思うほど疲れがどっときた。

大雪渓を登るだけで2時間もかかり、雪渓を過ぎるとますます傾斜が増して更にジグザグ道を進んでいくと今度は小雪渓に出くわした。小雪渓は、距離は短いものの通り抜けるのに1時間はかかり、特に斜めの横断が堪えて、先程通った大雪渓以上に慎重になった。やっとの思いで雪渓を渡り切ると葱平に着き、気分を和ませてくれたのは雷鳥の可愛いしぐさと高山植物の鮮やかさ。咲き競うお花畑に元気を取り戻すことができた。



雪渓を後に

ガレ場や枕木の階段を上ると避難小屋に着き少し休憩をとった。稜線を更に登ると村営白馬岳頂上宿舎の前に立つことができ、あと一息だとの思いで宿舎を横目に一気に白馬山荘を目指した。



雷鳥



お花畑

先頭は予定していた到着時間より2時間近くも早く午後2時前に、後続の方も約1時間遅れで全員無事今夜の宿、白馬山荘に着きお互いの健闘を拍手で

喜び合った。夕食まで時間がたっぷりあるのでその日のうちに白馬岳の山頂に立った方もいたし、レストハウスでのんびりくつろいだ方もいて至福の一時を楽しんだ。

夜中は土砂降りの雨音で目が覚め明日の天候が気になる。翌朝4時半に出発する頃は雨も止み360度の大パノラマを堪能しながら、清々しい気分全員白馬岳の山頂に立ち自然とガッツポーズが生まれた。それもつかの間、濃い霧に包まれそうになり集合写真を撮るのがやっとのことで下山を開始した。



白馬岳山頂

下山中、朝霧の間から雪渓を抱いているアルプスの峰々を望むことができ、小蓮華山を経由して稜線を更に進んでいくと雷鳥に何羽も出会えたのが印象に残った。雷鳥坂を下りると白馬大池の辺りで少し早い昼食を取り最後の難所である乗鞍岳に向かう。大岩の積み重なった斜面をやっとの思いで登りきると頂上に立つことができ爽快な気分になった。

霧雨が降ったのか岩が湿って滑りやすく下山道もぬかるんでいて悪戦苦闘はしたものの梅池自然園に着くと何とも言えない満足感を得ることができた。厳しい道のりであったが参加者30名全員怪我も無く喜びの金字塔を打ち立てることができ感動を覚えた。

ロープウェイとゴンドラリフトを乗り継ぎ、山麓の梅の湯で疲れを癒して帰路に着き、深夜の0時過ぎに無事帰宅できた。留守中、四国は台風12号の影響を受け記録的な大雨となり避難勧告や指示が出され被害も続出したと聞いた。こうしたなか白馬岳登山は雨具も使うことなく、まずまずの天候に恵まれたのはさぬき里山会の「ツキ」とお互いに助け合う心で夏山登山を終えることができた「キズナ」と確信している。今後もこの絆を大切にしたいものだと思っている。



ウサギギク



ウルップソウ



ミヤマオダマキ



ミヤマリンドウ

理事会議事録抜粋

平成28年度 第5回理事会議事録抜粋

平成29年3月29日(水)午後1時30分より、香川県不動産会館3階会議室において、平成28年度第5回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 33名 監事総数 4名 出席監事数 4名

塩崎総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。日下会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

- 【報告事項】
1. 全宅連等中央報告
 2. 入会審査開催報告
 3. 各委員会報告

- 【承認事項】
1. 平成28年度事業報告並びに収支予算書(案)について
 2. 高松市との空き家問題に関する協定締結について



平成29年度 第1回理事会議事録抜粋

平成29年4月26日(水)午後1時30分より、香川県不動産会館3階会議室において、平成29年度第1回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 37名 監事総数 4名 出席監事数 4名

塩崎総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。日下会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

(公社) 香川県宅地建物取引業協会

- 【報告事項】
1. 宅連等中央報告

- 【承認事項】
1. 平成29年度定時総会招集について
 2. 役員辞任に伴う役員補選に基づく理事資格審査委員会等の設置について
 3. 平成28年度事業報告書について
 5. 平成28年度収支決算報告書承認の件
監査報告

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会香川本部

- 【承認事項】
1. 平成29年度香川本部総会開催について
 2. 平成28年度事業報告並びに収支決算報告について
監査報告

【その他】



平成29年度 第2回理事会議事録抜粋

平成29年5月25日(木)総会終了後、パールガーデン1階会議室において、平成29年度第2回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 33名 監事総数 4名 出席監事数 4名

塩崎総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。日下会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

(公社) 香川県宅地建物取引業協会

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会香川本部

- 【報告事項】
1. 宅連等中央報告
 2. 新入会員に関する件

- 【承認事項】
1. 2017香川県不動産フェアの実施について
 2. 高松市との空き家対策に関する協定の締結について
 3. 役員補選に基づく参与、専門委員の選任について



協会の動き

H29年3月1日～H29年5月31日

3月

- 6 (月) 相談・苦情処理委員会
- 16 (木) 入会審査委員会・執行役員会
- 23 (木) 新規開業予定者支援セミナー
- 29 (水) 理事会

4月

- 20 (木) 入会審査委員会・執行役員会
平成28年度期末監査会
- 26 (水) 理事会

5月

- 9 (火) 宅地建物取引士法定講習
- 18 (木) 入会審査委員会・執行役員会
- 25 (木) 第6回定時総会
理事会

地区数	会員数			準会員 (支店等)
	法人	個人	合計	
高松西	62	17	79	7
高松北	66	22	88	5
高松光洋	53	14	67	4
高松東部	76	24	100	5
高松栗林	35	12	47	2
高松南	73	27	100	20
高松南	55	29	84	1
大川	23	26	49	1
坂出	45	27	72	4
丸亀	74	39	113	10
仲多度	32	23	55	0
三豊	73	50	123	2
合計	667	310	977	61

(平成29年5月31日現在)

民法改正法案が成立

民法改正法案が5月26日参議院で可決成立しました。

今回の改正で、賃貸借に敷金や原状回復に関する規定が設けられるほか200項目近くの内容が改正されます。

なお、施工は公布後3年以内の予定です。

【表紙写真】

次屋 健 (語りかける風景) 第204号

「風薫る 満濃池の 波光り」

黄緑色の若葉も、何時の間にか青葉となりて木々の色の違いもやがて深緑一色になって行く。ここ満濃森林公園も、この間までつつじの花が一面に咲きほこり来る人を楽しませてくれていた。入口のすぐ左手から満濃池の畔をぐるりと廻る遊歩道もあり、よくゴルフ場の下迄歩いたものだ。

この秋の11月19日には「第41回全国育樹祭」がこの地で開催されるようである。

ここは国営まんのう公園とは違った、静かな憩いの場でもある。

満濃森林公園にて

新入職員紹介

この度、事務局に配属されました「須山綾花」と申します。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



平成29年6月15日発行 (第204号)

発行人 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会
会 長 日 下 雅 彦

編集人 総務・財務委員会
委 員 長 松 原 典 士
副 委 員 長 塩 崎 孝 博

高松市松福町1-10-5 (香川県不動産会館)

TEL 087-823-2300 FAX 087-823-1212

ホームページアドレス

http://www.takken-kagawa.jp

メールアドレス info@takken-kagawa.com

平成29年度 宅地建物取引主士資格試験

- 試験日時 平成29年10月15日(日)
13時～15時
(登録講習修了者は13:10～15:00)
- 受験申込
【インターネット申込】
平成29年7月3日～7月15日 21:59まで
<http://www.retio.or.jp>から申込
【郵送申込】
平成29年7月3日～7月31日(消印有効)
- 試験案内配布期間・場所
平成29年7月3日～7月31日
香川県宅建協会、香川県住宅課、長尾・高松・中讃・西讃の土木事務所、小豆総合事務所、香川大学生協、高松大学、四国学院大学、紀伊國屋丸亀店、宮脇書店本店・南本店、くまざわ書店高松店、ジュンク堂書店高松店
- 受験手数料 7,000円
- 合格発表日 平成29年11月29日(水)

平成29年度 賃貸不動産経営管理士試験

- 試験日時 平成29年11月19日(日)
13時～14時30分
- 受験申込
8月16日より下記サイトから資料請求
<http://www.chintaikanrishi.jp/exam/summary/>
平成29年8月21日～9月29日(消印有効)
- 受験料 12,960円
- 登録料 6,480円
- 試験地 高松 他10地区
- 合格発表日 平成30年1月中旬予定
- 受験資格
どなたでも受験可
(合格後の登録要件は別途定めがあります)

平成29年度 不動産コンサルティング技能試験

- 試験日時 平成29年11月12日(日)
午前 択一式試験
午後 記述式試験
- 受験申込
平成29年8月1日～9月15日
Webのみ申込みとなります。
<http://www.retpc.jp/>
- 受験手数料 30,800円
- 試験地 高松 他11地区
- 合格発表 平成30年1月12日(金)
- 受験資格
 - ①宅地建物取引士資格登録者で現に宅地建物取引業に従事している方、又は今後従事しようとする方
 - ②不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事している方、又は今後従事しようとする方
 - ③一級建築士で現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、または今後従事しようとする方

2017香川県不動産フェア 開催について

本年度の不動産フェアは、幼稚園児絵画展、不動産無料相談等、公益事業を中心に実施致します。

日時 平成29年9月23日(祝・土)
10:00～17:00
場所 サンポート高松シンボルタワー展示場

幼稚園児絵画展では「未来の家」を題材に、園児の皆さんが自由な発想で、将来の住まいの夢を描いております。

是非、会員各位におかれましても、会場に足を運んで頂き、将来を担う子供たちが夢見ている未来の住まいをご覧ください。

